

令和5年度第7回

南国市農業委員会議事録

令和5年10月6日（金）

令和5年度第7回農業委員会議事録

日 時 令和5年10月6日（金） 午後1時30分～午後2時45分

場 所 南国市地域交流センターMIARE！1階ホール

議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (3) 南国市農用地利用集積計画の件
- (4) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請

議案外

- (1) 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (3) 使用貸借の合意解約通知の件
- (4) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件
- (5) 非農地証明願いの件

出席者（農業委員 18名）

会長 瀧田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

1 番 金田 善充

2 番 山本 修平

4 番 杉本 和繁

5 番 高芝 澄生

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

8 番 武市 忠雄

11 番 植野 永子

12 番 松岡 清

14 番 窪田 理佳

15 番 山本 桂

16 番 平田 修三

17 番 垣内 育男

18 番 田岡 崇

19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 1名）

13 番 今井 まち

出席者（農地利用最適化推進委員 11名）

2 番 齋藤 喜美子

4 番 笥 和幸

5 番 和泉 依

6 番 門田 理博

7 番 利岡 邦彦

8 番 西岡 祐三

9 番 武市 憲雄

10 番 北原 章吾

12 番 北村 一弘

13 番 武内 俊暁

16 番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 6名）

1 番 西本 良平

3 番 門田 俊一

11 番 山北 泰司

14 番 中村 和雅

15 番 岡田 廣志

17 番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

7 番 楠瀬 理枝

11 番 植野 永子

会長	議案第 1 号、農地法第 3 条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和 5 年 1 0 月 6 日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数 1 2 件、申請受理面積、田 15,974.39 m²、畑 972.00 m²、計 16,946.39 m²。事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第 1 号農地法第 3 条権利移動許可申請について説明いたします。議案書 4 ページです。 受付番号 5 8 号です。譲受人は 3 9 歳。申請地は、片山の田、3 筆で計 3,266 m²、祖母からの贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人はトラクターを所有しておりますが、田植え機などは所有していないため、農業をしている父親に作業委託しながら、技術習得をします。以前から申請地を借りて耕作しており、農作業歴は 5 年です。農作業には本人が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。5 8 号については以上です。 受付番号 5 9 号です。譲受人は 6 1 歳。申請地は、浜改田の畑 439 m²、売買による所有権移転で、自宅の隣で耕作に便利で、また譲渡人からの要望により取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、草刈り機などを所有、また申請地を以前から借りて耕作しており、農作業歴は 3 年です。農作業には本人が従事します。取得後も、これまで同様に柿、ブドウ、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。5 9 号は以上です。 受付番号 6 0 号です。譲受人は 4 4 歳。申請地は、大埴と篠原の田 3 筆で、計 329 m²、売買による所有権移転で、自宅の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、現在機械を所有しておりませんが、必要に応じ導入をします。また農作業歴は 1 年です。農作業には本人と夫が従事します。取得後は、トマトやキュウリなどの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。6 0 号は以上です。 受付番号 6 1 号です。譲受人は 4 4 歳。申請地は、十市の畑 533 m²、売買による所有権移転です。譲受人は、自身が役員を務める法人にて、県外で農作業の経験があり、本市において規模拡大するために取得します。譲受人の経営農地はすべて管理されています。譲受人は、トラクターを購入予定で、農作業歴は 4 年です。農作業には本人が従事します。取得後は、ニンニクを栽培するため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。6 1 号については以上です。 受付番号 6 2 号と 6 3 号は譲受人が同じため、まとめて説明いたします。譲受人は

72歳。申請地は、62号が伊達野の田7筆で、計6,943㎡、63号が伊達野の田568㎡で、売買による所有権移転です。県外に居住する62号の譲渡人からの要望で取得するもので、一体利用に便利であるため63号も併せて取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、草刈り機など管理機を所有しておりますが、田植え機などは所有していないため、田植えや収穫時には作業委託をしながら、技術習得をします。農作業歴は3年です。農作業には本人と子が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。62号、63号については以上です。

受付番号64号です。譲受人は71歳。申請地は、前浜の田2筆で、計1,657㎡、売買による所有権移転です。自作地の隣地で耕作に便利であり、規模拡大するため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、コンバインなどを所有しており、農作業歴は12年です。農作業には本人が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。64号は以上です。

受付番号65号です。譲受人は60歳。申請地は、国分の田、6筆で計2,731㎡、贈与による所有権移転です。譲渡人である妹から実質的に耕作をしている兄が贈与により取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となりますが、以前から申請地を耕作しています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻、季節野菜、果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。65号は以上です。

受付番号66号から69号は譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は64歳。申請地は、66号が左右山の田118㎡、67号が左右山の田2筆で278㎡、68号が岡豊町笠ノ川の田77㎡、69号が岡豊町笠ノ川の田7.39㎡です。売買による所有権移転で、規模拡大のため取得するものです。譲受人は造園業をしており、ユンボ、チップーシュレッダーなどの機械を所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人が従事しています。取得後は果樹や苗木を栽培します。譲受人の経営農地についてですが、一部耕作がされていません。昨年度、所有地について相談があり、譲受人は農地として管理をしているとの主張でしたが、管理不足な点があったため、対応をお願いしていた経緯があります。この度、申請があったため、再度所有地について確認を行いました。その結果、写真資料の一部所有地について、このような状態では、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たしていないのではないかと、現地確認委員から意見がありました。66号から69号の4件については以上で

	す。 現地確認の担当委員からは、66号から69号の4件を除く、58号から65号については、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく願います。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。現地確認の委員さん意見を願います。では和泉委員。
和泉推進委員	はい。庭木が管理不足のため荒廃し、手入れが不十分な状態でした。ただし、中には管理地として判断した所有地もあります。なお、写真の中に長岡の農地がありませんでしたが、長岡の農地についても管理不足の農地として指導するべきだと思います。会長いかがでしょうか？
会長	分かりました。そのようにいたします。次に山本委員さん。
山本修平委員	実際に現地を確認して見てみた結果、管理できてない農地が数多くみられまして、全部効率耕作には該当せず、3条の許可は難しいと思います。
会長	はい。高芝委員さん
高芝委員	山本君が言うたけど許可するべきではないわな。現状を見て判断したら不許可よ。これについては。ほんで●●さんが刈って綺麗にすれば、それからもう一回出して来たらええことやきよ。
会長	はい、ありがとうございます。他にご意見はありませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、65号までは許可、66号から69号までは不許可ということでよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年10月6日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数4件。申請受理面積、田2,327.00㎡、畑0㎡、他198㎡、計2,525.00㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主事	議案第2号を説明します。議案書は9ページをお願いします。49号です。位置図は別紙2ページです。申請地は領石の田4筆計1,830㎡、所有権の移転により倉庫兼事務所及び資機材置場への転用です。申請人は道路の施工管理等を営みとしている法人です。現事業所が手狭となり、事業拡大を行うため申請に至っております。申請地の農地区分は南国インターチェンジから概ね300m以内にある農地のため第3種農

地に該当し、立地基準を満たします。土地利用計画については、別紙3ページをお願いします。配置は図の通りで、資機材の倉庫、倉庫兼事務所を設置します。造成計画については、表土を20cm切り取り、その後、良質土を60cm盛土します。整地計画については、アスファルト舗装。進入計画は西側の県道から。排水計画は污水は浄化槽を経由し東側にある左右山川に排水。雨水は集水桝を経由し東側左右山川に排水する計画で、管轄である県の排水同意を手続き中で地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については東側左右山川、西側県道、南側農道水路、北側公衆用道路となっており、周辺に農地はないため支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可見込みありと確認しております。49号の説明は以上です。

50号です。位置図は別紙4ページです。申請地は稲生の登記雑種地、現況畑の198㎡、使用貸借権の設定により自己用住宅への転用です。申請地の選定理由は近くに住む両親との相互扶助の為です。申請地の農地区分は、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落の接続に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画については、別紙5ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、表土を20cm切り取り、良質土を20cm盛土する計画で、整地計画については、一部コンクリート敷きです。進入計画は南側市道から。排水計画は污水は浄化槽を経由し南側道路側溝に排水、雨水は集水桝を経由し南側道路側溝に排水する計画で、市の排水同意を手続き中で地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については東側雑種地、西側雑種地、南側市道、北側雑種地ですが、東、北、西側については耕作している様子があつたため被害防除計画書の提出をお願いしております。別紙6ページをお願いします。現地確認において、担当委員より周辺営農に影響はないものであるとの意見をいただいております。他法令については開発許可見込みありと確認しております。50号の説明は以上です。

51号です。位置図は別紙7ページです。申請地は里改田の田の212㎡、使用貸借権の設定により自己用住宅への転用です。申請地の選定理由は近くに住む両親との相互扶助の為です。申請地の農地区分は、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落の接続に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図については、別紙8ページをお願いします。配置は図の通りです。真ん中の空白の部分が本家で、隣接する形で建設します。造成計画については、表土を20cm切り取り、良質土を20cm盛土する計画で、整地計画については、碎石敷きです。進入計画は南側市道から2か所。北側の細

い進入路が転用する土地、南側の進入路が本家の一部です。排水計画は汚水は浄化槽を經由し西側道路側溝に排水、雨水は集水桝を經由し西側道路側溝に排水する計画で、市の排水同意を手続き中で地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については東側申請人所有地、西側申請人所有地、北側農地、南側農地です。申請人より被害防除計画書の提出がありますので別紙9ページをお願いします。現地確認において、担当委員より周辺営農に支障はないものであるとの意見をいただいております。他法令については開発許可見込みありと確認しております。51号の説明は以上です。

続いて52号です。議案書は10ページです。また、お手元に当日配布資料を準備してください。位置図は当日配布資料の2ページです。申請地は岡豊町笠ノ川の田2筆285㎡、所有権の移転により農業用の資材置場への転用です。申請理由についてですが、当日配布資料の3ページの事業計画書をご覧ください。こちらの5欄が申請理由としてありますのでご一読ください。3条にて取得予定の農地とありますが、こちらが先ほど議案第1号の66から69号で審議した農地のことです。申請地の農地区分については、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落の接続に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図については、当日配布資料4ページをお願いします。配置は図の通りです。なお、資材の種類については3ページの事業計画書に記載がありますのでご確認ください。造成、整地計画については特に手は加えず現状のまま使用、進入計画については北側市道から。排水計画については自然浸透です。周囲の状況については、北側市道、東側農地、西側市道、南側農地であり、申請人より被害防除計画書の提出がありますので当日配布資料5ページをご覧ください。特に建築物等を設置することなく、周辺営農に支障はないとの申し出です。現地確認において、担当委員より周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については、開発許可不要であると確認済みです。また、申請地を農地法の許可を取らずに車両置場で使用していたとのことで、地権者と車両置場として利用していた者より始末書の提出があります。当日配布資料の6ページをご一読ください。最後に、本申請は3条申請で農地を所得することを前提とした申請ですが、先ほどの審議でその3条申請は不許可となっております。農地転用の一般基準の中で、申請に係る用途に供することの確実性がない場合は許可できないとあります。3条申請が不許可となったことにより、本申請の必要性等も審議する必要が出てきましたので、その点も踏まえて審議をお願いします。説明は以上です。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

穂積主事	(質問・意見なし) 事務局、転用の確実性について詳しく説明をしてもらえますか？ はい。転用は立地基準と一般基準の二つの基準をみて判断することになっております。立地基準はそもそも転用のできる農地なのか、場所について見るのですが、こちらについては先ほども説明しました通り、集落接続をクリアできそうなのでOKだと考えております。一般基準というのが、立地基準以外の基準を指しております。農地転用は皆様ご存じの通り理由が成り立たないと認めることができないですし、必要最小限の転用でなければなりません。先ほどの3条が許可となっていれば申請理由の筋が通るので必要性は見て取れるかと思いますが、3条が不許可となったため、申請理由が成り立たないのではないか、ということを審議する必要があるかと思えます。
武市委員	3条と5条一体もんでやらないかんがやろ。片方がいかんがやったら、もう片方もいかなあ。そんで3条の方許可になるようになったら、なるかどうかは知らんけど、認められるようになったら一緒に出して貰ったらいいわ。
会長	はい、今回は3条がダメやったから不許可相当と。他にありませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので52号は不許可相当、それ以外は許可相当という意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和5年10月6日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案第3号農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。議案書12ページ、農地中間管理事業の一括方式になります。受付番号100号です。借人は39歳。申請地は、小籠の田で、5年の賃借権を設定して野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。 101号です。借人は、一般法人です。農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、東崎の田で、10年4か月の賃借権を設定して、施設野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり100,000円を口座振込するというものです。 102号、103号、104号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は4

会長	7歳。申請地は、下末松の田計9筆で、10年の賃借権を設定または更新して野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり、102号が7,000円、103号と104号が10,000円を口座振込するものです。農地中間管理事業は以上です。 議案書15ページ、105号です。借人は64歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃借権を設定してカボチャを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。 106号です。借人は68歳。申請地は、植田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。 107号、108号は借人が同じためまとめて説明します。借人は64歳。申請地は、片山の田計13筆で、期間は107号が5年、108号が3年の使用賃借権を設定して、野菜を作るというものです。 109号です。借人は64歳。申請地は、十市の畑で、5年の使用賃借権を設定して、サツマイモを作るというものです。以上、100号から109号まで、ご審議よろしく願いいたします。以上199号から233号まで、審議よろしく願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、意見書を付けて高知県知事に付してよろしいか審議を願います。令和5年10月6日、南国市農業委員会会長、濱田 好典。申請受理面積1件。申請受理面積田4,487.72㎡、畑0㎡、計4,487.72㎡。こちらの案件は田岡委員が代理人となっておりますので、議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室)
穂積主事	事務局説明をお願いします。 議案第4号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。資料は当日配布資料の8ページ、位置図は9ページです。こちらの案件は、令和5年3月2日付で許可を得ておりますが、許可後に事業計画の変更がありましたので、本申請に至っております。その内容というのが、業者のミスにより申請地を超え

会長	て隣接する公有地まで造成してしまったため、越境した部分を払い下げして購入し、一体利用地に含めるというものです。転用の面積に変わりはなく、大きな事業計画の変更ありませんが、払い下げ部分が一体利用地として追加される計画となっております。説明は以上です。この計画変更について問題はないかご審議をお願いします。 事務局より説明がありました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 以上で議案は終わります。議案外はお目通しください。 (午後 2 時 4 5 分終了)
-----------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年11月8日

会 長

浦田 邦典

議事録署名委員

楠瀬 理枝

議事録署名委員

植野 永子